

<レポート>

ローカリズム時代の大学開放 —ローカル・シティズンシップとコミュニティ形成の社会学—

NPO 法人全日本大学開放推進機構 研究員 香川 重遠

1. はじめに

今日では、「地（知）の拠点（Center of Community=COC）整備事業」に見られるように、大学の重要な使命のひとつとして地域社会への貢献が期待されており、地域社会との共生を標榜する大学が全国的に見られるようになった。今日の大学は、教育、研究に加えて社会貢献を十分に意識し、地域社会への研究・教育の拡張を模索している。こうした傾向をローカリズム時代の大学開放と称したい。

この新しい大学の現象と同時進行で、現在のわが国では地方分権が推し進められている。かつての高度経済成長期の中央主導型で問題に対応していくのではなく、地域社会に主体的に問題を解決していく姿勢が求められている。地域社会における社会資源としての大学の特質は、それが多くの専門家を擁する〈知の集合体〉であり、地域社会におけるシンクタンクとしての機能を有していることにある。COCに見られるように、大学の側は社会貢献の場として地域社会を意識するようになり、他方、地域社会の側も自治体を中心にして、〈知の集合体〉としての大学の有する研究力と教育力を地域市民に拡張することを求める時代になってきた。

本稿では大学開放による社会貢献を、とりわけ、①「個人の知識・教養・職業能力の向上」とCOCに見られる②「豊かな地域社会の形成」という2つの側面に注目し、両者の関連性をより深く考えるために、それらを①「〈人〉へ訴えかける力」と②「〈地域社会〉へ訴えかける力」とに再整理し、それぞれに「シティズンシップ」(citizenship)と「コミュニティ」(community)という社会学の概念で裏付けしながら、大学と地域社会の連携を論理的に考察することにする。

これらの社会学の概念は、19世紀後半に大学改革運動を主導したオックスフォード大学の理想主義学派において多用された概念でもあった¹。当時の大学改革運動は、大学教育を拡張し、教育の力によって国民全体の知識と教養を向上させる機会をつくり、「二つの国

1 フリーデンは理想主義学派のシティズンシップ概念の特色を、「市民社会での個人間の対立を止揚する国家というヘーゲルの理解と、善き国家を志向する諸個人の市民的徳の価値を説くアリストテレス倫理学との融合である」と指摘している (Freeden 2003 : 275)。

民」ではなく権利と義務を伴った「一つの市民」としての自覚を促し、社会改良を方向付けようとする運動と結びついていた。こうした背景には、社会問題を解決するための大学開放という観点が見られて、現代のCOCにおけるそれとある程度重複するところがある。

当時のオックスフォード大学の大学改革運動に見て取れるのは、①「個人の知識・教養・職業能力の向上」が、②「豊かな地域社会の形成」へとつながるという発展段階である。オックスフォード大学で学んだ多元的国家論者であるマッキーバーは『コミュニティ』(Community)において、「コミュニティは、社会生活、つまり社会的存在の共同生活の焦点である」と定義した (MacIver 1924 : 24)。さらに、マッキーバーは、個人とコミュニティの関係性について、「個人が彼自身の人間性 (personality) の集中点になり、そのために人間性が豊かになるにつれて、コミュニティもまた豊かになる」と主張している (下線は筆者加筆) (MacIver 1924 : 332)。

このマッキーバーの学説に学び、本稿では「コミュニティ」に「地域社会」を当てはめ、シティズンシップを地域社会における市民の「権利と義務」としてとらえなおし、「ローカル・シティズンシップ」と称し、それを促進させることが地域社会を豊かにするという以下の理論を提起したいと考える。

- A. 個人の人間性が豊かになるにつれて、コミュニティもまた豊かになる
- A'. 個人のローカル・シティズンシップが促進されるにつれて、地域社会もまた豊かになる

本稿の目的は、ローカリズム時代の大学開放の方向性に求めるために、この理論の起点となるローカル・シティズンシップ概念を明確に意義づけることにある。

2. シティズンシップとローカル・シティズンシップ

シティズンシップ論の代表的論者であるマーシャルは、『シティズンシップと社会的階級』(Citizenship and Social Classes)において、イギリスにおけるシティズンシップの発展過程を、①18世紀における私有財産権などの市民的権利 (civil rights)、②19世紀における参政権などの政治的権利 (political rights)、③20世紀における社会サービスを受ける社会的権利 (social rights) の成立過程として歴史的に描写している (Marshall 1963: chap. 3)。マーシャルは、「シティズンシップとは、あるコミュニティの完全な成員である人びとに与えられた地位 (status) である。この地位を有するすべての人びとは、その地位に付与された権利と義務において平等である」(下線は筆者加筆)と、シティズンシップを定義した (Marshall 1963 : 87)。そして、マーシャルは封建制以前の社会が血縁関係によって結び付けられていたことに言及したうえで、「シティズンシップはこれとは異なる種類の結びつきを要求する。すなわち、それは、共同財産である文明への忠誠心に基づいて、コミュニティの成員であると直接に感じる感覚である。それは権利を認めたコモン・ローによ

って保護される、自由な人びとの忠誠心である」(下線は筆者加筆)と述べている(Marshall 1963 : 95-6)²。

これまで、多くの論者はマーシャルが「あるコミュニティ」に「国家」を、「完全な成員」に「国民」をイメージしていたと推測してきた。しかし、これは必ずしも的確な解釈とはいえない面がある。なぜ、マーシャルが「国家」と「国民」いう概念を用いなかったのか、という背景には、当時における学術的な文脈でのそれらの用い方にある。

前述したように、シティズンシップとコミュニティはオックスフォード大学理想主義学派によって多用された概念である。理想主義の中心人物であったベリオール・カレッジのグリーンは、「国家は、国民の間から生じる権利に付随したコミュニティの異なった諸形態を前提としており、それらを維持および保障し、完全にするものとしてのみ存在する。国家を構築するために成員が権利を承認した(相互の共同善(common good)に関して指示する優れた力を承認した)ような諸家族(families)があったのは間違いない」(下線は筆者加筆)と述べている(Green 1966 : para. 134)。グリーンは、「国家」と「コミュニティ」を同一視しておらず、「国家」は内に含む多様な「コミュニティ」が創りあげた諸権利を調整し、保障するために存在するという多元的国家論者であった³。

² シティズンシップはイギリス的概念であり、わが国に元来根づいているものではない。イギリスでは、17世紀中葉の近代社会の成立とともに「個人」と「国家」が誕生し、両者の緊張関係の中で、イギリス名誉革命やフランス市民革命の影響を通じて、「市民」と「市民社会」へと止揚されていった歴史的経緯があり、同時に「市民社会」は資本主義の発展の土壌ともなった(中西 1994)。そうした歴史的蓄積が19世紀後半において、シティズンシップ概念が流行した背景にある。シティズンシップという概念を具体的な理解を促進するにあたって、中西のイギリスにおける〈自由〉と〈個人—国家〉に関する解釈は的を射たものである。中西はイギリスの法曹界の権威ブラックストーンを引用し、イギリスにおける〈自由〉の意味を、個々人の①「市民的特権」(civil privileges)と②「自然的自由の残余」(residuum of natural liberty)の合計が「イギリス的自由」の総体であるが、そのエッセンスは②にある」と指摘した上で、イギリスの〈個人—国家〉を概観し、「イギリス人は、それ故、〈法〉によって市民として保護を受ける権利をもちあはするが、それに頼って生きていこうとするのではない。自分たちの手許に残っている〈自由〉を行使してやりたいことをやろう、ということになっている」と論じている(中西 1998b : 111)。中西はイギリスの国家を〈個人—国家〉型として位置づけたが、日本の国家に関しては〈家族集団—国〉型として位置づけている(中西 1998b)。また、中西はイギリスやドイツの〈民衆〉の“主体性”は、「α. “有能な”能動的・積極的存在」であり、対照的に、日本、フランス、イタリアは、「β. “無知ないし無力な”受動的・消極的存在」であると類型している(中西 1998b : 127)。

³ マーシャルはシティズンシップ論で有名であるが、その後に福祉国家の多元主義的解釈論としての「民主—福祉—資本主義」論を提起している(Marshall 1981)。マーシャルもまた、グリーンやマッキーバーと同じく多元的国家論者であった。

マッキーバーは、「コミュニティという用語によって、村、町、地方あるいは郡 (country) などのもっと広範囲な共同生活のいずれかの領域を意味づける」ために用いると定義しているが (MacIver 1924 : 22)、本稿では「コミュニティ」に「地域社会」(村、町、地方) を当てはめ、ローカル・シティズンシップを、「ある地域社会の完全な成員である人びとに与えられた地位であり、この地位を有するすべての人びとは、その地位に付与された権利と義務において平等である」と定義したい。

今日の地域社会の疲弊は、地元中小企業の不振、人口減少と過疎化、地域間における経済格差の拡大、非正規雇用の増加による若者の労働力の使い捨て、年金だけで生活できない貧困高齢者の増加、介護などの老後不安など、かなり深刻化している。問題を地域市民間で共有し、ローカル・シティズンシップの自覚の必要性を強調し、主体的に問題解決の方向性に参加することは、地域社会の疲弊を解決する方向付けの指針としても役立つものと思われる。

3. 大学開放の理念としての「シティズンシップ教育」

ローカル・シティズンシップを促進させるために、大学開放はどのような理念に基づくべきか、ということを考えるにあたって、イギリス成人教育の歴史が示唆するところは大きい。

19世紀後半のオックスフォード大学の大学改革運動者であったベリオール・カレッジのトインビーは、1882年5月のオックスフォードで開かれた協同組合大会において、後の成人教育の発展に深い影響力を与えた「協同組合員の教育」という講演を行っており、そこで「市民教育」について以下のように言及した。

それでは、協同組合員には、どういった教育がふさわしいといえるのだろうか⁴。私が出したい答えは「市民教育」(‘education of citizen’)である。すなわち、市民教育とは、コミュニティのそれぞれの成員に、彼が所属する他の市民やコミュニティ全体と結ぶ関係性について教育することを意味している (下線は筆者加筆) (Toynbee 1913 : 243)。

続けて、トインビーは「市民教育」の必要性を以下のように強調している。

4 トインビーは協同組合について、「それは近代的な形式においては、R. オーウェンの教えに動かされた——彼の計画の細かい部分は頓挫したもの——1844年に創立されたロッチデー・パイオニア・ストアに由来する。これらは労働組合のように、ボランティア・アソシエーションと自助の力の長所を教えた」といい、「その目的は、労働者を彼自身の使用主とすることである」と述べている (Toynbee 1913 : 129)。

政治発展の法則が労働者を農奴の地位から市民の地位へとゆっくりと押し上げている。しかし、産業発展の法則が労働者を分割し、分業によって機械化させている。近代的シティズンシップ (modern citizenship) の複雑な特質、そして細分労働が有する、人間を鈍化させてしまう影響力、これらはわれわれが直面しなければいけない難題であり、これらこそが私の主張する教育、すなわち市民の義務としての市民教育が絶対に不可欠であるという理由である (下線は筆者加筆) (Toynbee 1913 : 245)。

そして、トインビーは「市民教育」の扱うべき内容として、以下のような教育プログラムを提起した。

- ① 「政治教育」—— 1. 地方や中央のイギリスの政治機構の現状、2. これらのイギリスの政治機構の歴史、3. バークやトクヴィルのような偉大な著述家の政治思想史、4. イギリスと他国や植民地との関係、の解説。
- ② 「産業教育」—— 1. 現在のイギリスの産業構造、そして生産と富の分配の主たる理由、2. 中世ギルド、救貧法、労働組合などといった産業構造の歴史、3. 労働者の物質的状態の歴史、4. 社会理念と社会改革計画の歴史、の解説。
- ③ 「衛生教育」—— 疾病の予防と拡散についての市民の義務。

このように形式化された全体的な計画は、仲間たちへの義務は何であるのか、どのようにすれば彼らとの一体化が可能であるかを示唆するという意味で、人間個人に関わる教育ではなく、「市民」に関わる教育である。人間に内在する義務を行おうとする単なる漠然とした衝動は、その義務が何であるのかと、それを実行する方法とを認識させる知識がなかったら無益である (下線は筆者加筆) (Toynbee 1913 : 245)。

宮坂は、「トインビーが具体的な教育スキームとして期待していたものは、ステュアートの巡回講師構想、つまり大学拡張である。労働者階級が自己の知的水準を高めることで社会を合理的に改革し、階級的解放を実現するように、知識人が献身的に貢献すること——これがイギリス成人教育の精神なのである」と述べ、その市民教育論に「大学拡張」構想と「イギリス成人教育の精神」とが内在していることを見て取っている (宮坂 1996:50)。

トインビーのシティズンシップや社会的平等を追求する思想は、その後の成人教育の発展に影響を及ぼした。その象徴が WEA (Workers' Educational Association) の全国的な発展である。WEA は 1903 年にマンスブリッジ夫妻によってその母体が創立された民間成人教育団体で、その組織的にめざすところは、労働組合、協同組合、大学拡張と密接な連携をもって労働者の高等教育を振興することにあった。

WEA の創立者であるマンスブリッジは、協同組合員であって、トインビーに影響を受けた人物であった。マンスブリッジは当時における労働者の成人教育への熱意について、「彼らは、あの熱心で向こう見ずなベリオールの学者であるトインビーが労働者の巢窟に

飛び込んだという事例に鼓舞された」と述べている (Mansbridge 1913 : 10)。

WEA はまたたくまにその組織を拡大していき、1908年の時点で、1,000を越す労働者や教育団体と連合し、その中には420の労働組合やその支部、150の協同組合委員会、120の成人学校やクラス、8つの大学拡張当局、3つのユニバーシティ・カレッジ、350の諸団体が含まれるまでに発展していった (WEA 1909 : para. 10)。松浦はイギリスの19世紀から20世紀へという世紀転換期における、夜間学校やWEAとの関係性から拡大した成人教育における変化の「一つの新しい特徴」として、「労働者教育に関心を寄せた大学人たちの間では早くからシティズンシップ教育の必要が説かれていたし、夜間学校においてもシティズンシップなる科目が開講されていた。そして、WEAに集まった労働者自身もシティズンシップにある種特別な価値を求め、教育にそれを求めていたと考えられる」と指摘している (松浦 2000 : 105)。

このように、イギリスにおける近代成人教育の起源の一つにシティズンシップ教育の理念があったことは重要である。また、それはイギリス福祉国家の形成と同じ方向性を示していた⁵。今日のわが国においても、シティズンシップ教育は法令教育において実践されているが、上に述べた歴史からすれば、むしろ、大学開放においても強調すべき理念である。

4. ローカル・シティズンシップを促進する講座編成

5 その後、20世紀初頭にはオックスフォード大学出身のロンドン大学経済政治学校 (LSE) の社会学者ホブハウスが、ニュー・リベラリズムの集大成である『自由主義』 (*Liberalism*) においてシティズンシップ概念をもとに、当時の自由党による一連の社会改良政策 (リベラル・リフォーム) を理論的に正当化した (Hobhouse 1911=2013)。さらに、第二次大戦後にはLSEの後任の社会学者マーシャルによって、シティズンシップ概念は3区分され、新しい福祉国家を正当化する理論的根拠として広く定着した (Marshall 1963 : chap. 3)。第二次大戦後のイギリス福祉国家の原案として『ベヴァリッジ報告』 (*Beveridge Report*) を発表したベヴァリッジもオックスフォード大学の理想主義哲学やニュー・リベラリズムの影響を受けた重要な人物であった (Beveridge 1942)。トインビー・ホールの館長であったバーネットは、ベリオール・カレッジを卒業した若きベヴァリッジを副館長に任命した。ベヴァリッジは自伝において、トインビー・ホールに就任したきっかけを、当時のベリオール・カレッジ学寮長の理想主義哲学者ケアードによる以下の言葉にあったと記している。「君たちが大学にいる間、君たちの第1の義務は政治やフィランソロピーにあるのではなく、自らの修養にある。しかし、この義務を遂行し、オックスフォードで学ぶことができるすべてを学んだ後、君たちの誰かにぜひひやってもらいたいことがある。それは、イギリスには大きな富が存在しながらも、なぜこのように貧困が存在するのか、また、これらの貧困をどのようにして取り除くかを究明することである」 (Beveridge 1953 : 9)。ベヴァリッジは副館長に任命された1903年に、「私は、——国家の将来の繁栄にとっての障害物である—— (社会) 問題を科学的方法で考察したいので、(トインビー・ホールに) 行きたいと思う」と記している。 (Briggs and Macartney 1984 : 61)。

ここで、シティズンシップ教育を理念とした大学開放が、ローカル・シティズンシップの促進させていくための教育プログラム構想について考えてみたい。

第1に、「シティズンシップ」講座を設置する必要がある。これはこれまでに見たイギリス成人教育史においても実際に提供されているものである。その内容に関しては、民主主義政治、資本主義経済、社会保障といった現代国家の枠組みの歴史的発展の経緯をヒューマニズムの観点から捉え、かつ、現代の問題に照射して考える講座となるだろう。

第2に、「地域学講座」が必須になると考えられる。COC事業に見るように、大学には地域社会の一員としての自覚を強め、主体的に地域社会に貢献することが望まれている。前平が、「地域学は、自らの住む地域（ローカル）の自然、歴史、地理などをあらためて学ぶことによって、自らが住む地域への関心や愛着を呼び覚まし、そこに住む自己を問い直し、ひいては地域の活性化や地域づくりにつなげていこうとする一種の生涯学習の社会的実践である」と述べているように（前平 2008 : 18）、「地域社会の完全な成員」としての地域市民の自覚や意識を促進し、トニーがコミュニティ形成に必須と見なした「共同教養」（common culture）を確固とするためにも地域学は必須である（Tawney 1964 : 43）。

また、今日では、グローカリズムの時代と称して、さまざまな取り組みが大学でも行われている。これは文部科学省のCOC事業やスーパーグローバル大学創成支援事業などにも顕著である。その中でも、とくに注目されるのは、多くの大学が行っている、グローバル経済で活躍できるように、学生が「国際人としての教養」を身に着けることを主眼に置いたプログラムである。そこでは、他言語を習得し、国際社会に通じている人間が教養人であるという認識がある。学歴主義や実学主義的な傾向のある現代人にとって必要な教養とは何か、ということについては、今一度深く考える必要があるが、グローカリズムの時代というならば、もう一方の極であるローカルにも同じように目を向けねばならない。その意味では、「国際人としての教養」が重視されるように、「地域市民としての教養」もまた同じく重視されねばバランスが取れないと考えられる。グローカリズムとは、「地域社会」「国家」「世界」の中で現代人が生きていくことを意味する。このように現代人に求められる教養の観点からも地域学は必須である。

第3に、「若者を中心とした就労支援講座」がある。若者の就労問題は、就職してもすぐに離職して、以後、正規雇用には就けない若者や、新卒時に就職活動で失敗に終わったなど多様であり、一律には語れない。

この問題に対しては、彼らを正規雇用化へと結びつける考えが当然であり、厚生労働省も「フリーター等の正規雇用化支援」を推進している。また、平成22年版『文部科学白書』においては、「教育政策の今後の展開」の課題のひとつとして、こうした若年者を中心とした非正規雇用の問題に関しては、経済界、労働界、教育界（専門高校や大学、専修学校

など) が一体となって取り組むことが重要であると指摘している (文部科学省 2010 : 114-5)。

そのための鍵となるのは、大学開放における地域社会の NPO との連携講座の構築であろう。NPO は、非営利性を特性とし、行政や民間企業では対応しづらいニーズに応える活動を行うことが使命である。こうした NPO は全国各地に拡がっており、その多くは地域性を有しており、「ニート・フリーターの就労支援」も含め、幅広く精力的に活動している。これらは、従来の大学開放が看過してきた分野でもある。「ニート・フリーターの就労支援」という問題に対して、地域社会の NPO と大学が協働して取り組むには、大学の役割は、まずは彼らに教養や生きていく上で芯となる教育を提供し、その上で NPO と共に就労技能を発展させる、「キャリア教育」や「インターンシップ」、「サービス・ラーニング」などの講座を用意し、経済界や労働界に橋渡しすることになるだろう。

第4に、定年退職者に向けた「ボランティア実践講座」をあげたい。香川は生涯学習におけるボランティア実践の意義について、「ボランティアというのは、結局、人のために役に立ちたいという善意の人でしょう」といい、「相手のために生きて相手が喜ばば、その喜びは自分に返ってくることになります。この活動のプロセスで克服すべきことがたくさん課題として生じ、それを超えて目的を実現していくと、その人の能力や精神を向上させ、幸せ感をいっそう感じる」と述べている (香川 1999 : 174-5)。このことから、ボランティアとは、“利他”に始まった行為が、“利己”に還元され、社会全体のためにもなる、ということの意味する。マッキーバーは、『社会科学の原理』(*The Elements of Social Science*) において人間性について、「社会性と個性はともに前進するということをここで明らかにしたい。そしてここにこそ社会進化を理解する鍵が得られるのだということである。社会性と個性は一つの事実、つまり人間性の二つの側面に値する。この人間性こそ、絶対的な価値であり、この世界でそれだけで所有する価値を持つただ一つのものである」と主張しているが (MacIver 1949 : 145)、ボランティアの包含する“利他”と“利己”という人間性の二つの側面は、社会進化の原動力ともなりうる。

こうしたボランティアの実践は、中西は近代以降の社会ルールのひとつである「道徳ルールの〈正〉の原理」に値すると思われる。中西は以下のように主張している⁶ (中西 1998 : 45)。

〈正〉は——“私にとっての善”を超え出たものとして——唯一“他人のものでもある善”であり、更に“万人にとっての善”でもあろうと志す。それは“利己と利他の一体化”を目指す積極的な〈善〉の“勸奨 (recommendation)”である：“君が他人にしてもらいたいと思うことを、他人にせよ” (中西 1998a : 46)。

6 中西は近代以降の社会に則して、〈社会ルール〉を、a) 法律ルール [表層]、b) 道徳ルール [中間層]、c) 習慣ルール [基底層] に3区分している (中西 1998a : 45)。

定年退職者に対しての地域社会でのボランティア実践は、“利他”に始まり、“利己”に還元され、社会の役にも立つという、これまでの人生経験に縁のなかった新しい価値観の発見につながり、晩年において人生の意味合いを豊かにする可能性を有する。どのようなボランティアを実践するかはその人の興味関心の問題である。このボランティア実践の中心舞台に地域社会を想定し、こうした実践の重層的な波及が豊かな地域社会の源泉かつ底上げとなると考えたい。

このように、①「シティズンシップ」講座、②地域学講座、③就労支援講座、④ボランティア実践講座などに、ローカル・シティズンシップを促進させる大学開放の方向性を求めたいと考える。

5. おわりに

文部科学省の平成24年の「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(中間とりまとめ)」では、今後の生涯教育・社会教育の課題として第1に「絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進」があげられており、そのために、「学びの場を核とした地域コミュニティの推進」や「地域社会と共生する大学等の高等教育機関づくりの推進」を提言している(文部科学省 2013: 21-3)。

個人のローカル・シティズンシップが促進されるにともない地域社会もまた豊かになる、という本稿の理論的立場はそれらに資するものである。また、地方創成戦略という観点から見れば、ローカル・シティズンシップを促進させる大学開放は社会的資本と同時に、人的資本への投資という双方の対象ともなりうるだろう。

一方で、大学開放と地域社会をよりマクロな視点で考えると、これからの大学開放の役割は、〈大学から地域社会へ〉という、ある種、一方向的な経路を創り上げるのではなく、《大学から地域社会へ ⇄ 地域社会から大学へ》という、双方向的な経路を目に見える形で確立する必要がある。この経路を両者が行き来する回数が増えれば増えるほど、大学と地域社会の結びつきは強くなり、ローカル・シティズンシップに求められる講座編成の具体化も地域社会に応じて構築されることが期待される。この経路をどのように確立するかは、大学や地域社会の事情にもより一律には語れないが、ローカリズム時代の大学開放の新しい課題であると思われる。

COC や地方創成に見られるように、わが国はローカリズムの時代を迎えており、これからの地域市民には、地域社会に主体的に貢献していく姿勢が求められる。そのために、本稿では、個人のローカル・シティズンシップが促進されるとともに、地域社会もまた豊かになるという理論的な道筋を立て、ローカリズム時代の大学開放の方向性として、シティズンシップ教育を理念に据える必要性を提唱した。

参考文献

- Beveridge, W. H. (1942) *Social Insurance and Allied Services, (Beveridge Report)*, HMSO.
—— (1953) *Power and Influence*, Hodder and Stoughton Ltd.
- Briggs, A. and A. Macartney (1984) *Toynbee Hall : The First Hundred Years*, Routledge and Kegan Paul.
- Hobhouse, L. T. (1911) *Liberalism*, Williams and Norgate. (=2013, Paperback, Createspace.)
- Freeden, M. (2003) 'Civil Society and the Good Citizen : Competing Conceptions of Citizenship in Twentieth-century Britain', in J. Harris (eds.) *Civil Society in British History : Ideas, Identities, Institutions*. Oxford, 275-91.
- Green, T. H. (1966) *Lectures on the Principles of Political Obligation*, Longmans.
- 香川正弘他 (1999) 『生きがいある長寿社会 学びあう生涯学習——生きがいづくりの支援の現状と展望』ミネルヴァ書房。
- MacIver, R. M. (1924) *Community, A Sociological Study : Being an Attempt to Set Out the Nature and Fundamental Laws of Social Life, 3rd edn.*, Macmillan.
—— (1949) *The Elements of Social Science, 9th edn.*, Methuen & Co. Ltd.
- 前平泰志 (2008) 「〈ローカルな知〉の可能性」日本社会教育学会編『〈ローカルな知〉の可能性——もうひとつの生涯学習を求めて』東洋館出版社、9-25。
- Mansbridge, A. (1913) *University Tutorial Classes*, Longmans, Green and Co.
- Marshall, T. H. (1963) *Sociology at Crossroads and Other Essays*, Heinemann.
——. (1981) *The Right to Welfare and Other Essays*, Heinemann Educational.
- 松浦京子 (2000) 「義務と自負——成人教育におけるシティズンシップ」小関 隆編『世紀転換期イギリスの人びと——アソシエーションとシティズンシップ』人文書院、103-66。
- 宮坂広作 (1996) 『英国成人教育の研究』II、明石書店。
- 文部科学省 (2010) 『平成 22 年版 文部科学白書』文部科学省。
—— (2012) 「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 (中間とりまとめ)」文部科学省。
- 中西 洋 (1994) 『〈自由・平等〉と《友愛》——“市民社会” ; その超克の試みと挫折』ミネルヴァ書房。
—— (1998a) 『近未来を設計する——〈正義〉〈友愛〉そして〈善・美〉』東京大学出版会。
—— (1998b) 『《賃金》《職業=労働組合》《国家》の理論——近・現代の骨格を調べて、近未来をスケッチする』ミネルヴァ書房。
- Tawney, R. H. (1964) *Equality : With an Introduction by Richard M. Titmuss*, George Allen and Unwin.
- Toynbee, A. (1913) *Lectures on the Industrial Revolution of the Eighteenth Century in England, Popular Addresses, Notes, and Other Fragments, 3rd Impression*. Longmans, Green, and Co.

Workers' Educational Association, (1909) *Oxford and Working-class Education : Being the Report of a Joint Committee of University and Working-class Representatives on the Relation of the University to the Higher Education of Workpeople, 2nd edn. revised*, Oxford.

香川 重遠 (かがわ・しげとう)

1976年、佐賀県生まれ。NPO 法人全日本大学開放推進機構研究員。専攻：イギリス成人教育、大学開放論、社会学。主要論文：(2008) 「イギリス国民健康保険における認可組合制度の再考」『社会政策研究』第8号、233-51。；(2010) 「R. ピンカーの市民権論—T. H. マーシャルの継承と発展」『福祉社会学研究』第7号、99-117。；(2014) 「R. H. トーニーの成人教育における軌跡と思想」『UEJ ジャーナル』第14号、28-39。福祉社会学学会会員、日本イギリス理想主義学会会員、生涯学習・社会教育研究促進機構会員、NPO 法人全日本大学開放推進機構会員。